日蓮上人一代圖會

陸

へ波13
594
6

日蓮上人一代圖會卷之六

第三十六　三大秘書を太田氏に賜ふ并異賊襲来の事

弘安四年辛巳。高祖は歳六十の春を迎へ給ふ。この年二月の末東寺法華堂の主美濃
法中高祖死延の安堵を聚人帰依する由を聞千里を一とせ訪ひ来り。別後二
十餘年の情を述べ喜びを鶏を宗義を語る。然るに高祖の容を観るに往昔もあり
あるに。元人のごとく思ひ寄らざりしが今いかなる業縁にか不実に生れ来り
と秘書を。遠当あるべきの心を頂け。具に宗義の秘書を授け。日本法華
の祖の秘書を授。更に一乗の妙法を授。日蓮故郷へ
帰り。今東寺の門前。法華寺に至る。日蓮の文熟を見て感涙
道と友と若し。然るに入唐が新領の中に。賀茂港と入るあり。玉重との賀の字を悔
入道ふたて寺を造り。高祖六角の堂を伸べ。人道の大師氏。高祖もまた謝し給へ。今

ゲーまわんとさん奉くのト
賀為蓮寿山常住寺とこの人いまこまと自辯の弟子なりて出家したまと仏阿闍梨
日忍と呼ぶ相模の長福寺今弁の妙顕寺の開山とまと日忍の侍の子も出家したまと法花
房梨大日とこの人強会郡中の国敵寺北五法華妙顕寺の開山なり。此月八日文祖法書を造
ゆまと。こまと太田氏が供へ。その元奉けまつりまと畏けまと。
五百余廣宣流布八間浅拙ふおいそ為絶の。正嘉二年の後第五の五百歳開闢堅固
法華浸の時ふ当つそ。五年門法華経ふ限るの経寿量品第の文を引きん。微細ふ浸さの
こと。
仏書ふ。今年夏ふ八月大元蒙古賊船来ん。賊船二十万人筑紫ふ
来。他ふ侵逼難尼急存亡の秋なり。強会大元帥惟康殿
とこん。殺生禁断の勅命を承て兵を発せん
まと。蒙古賊船ふ対時宗法ぐ言祖の先を威下。慎で指じ命を垂て護念力を
論と安き言祖祝輪中ふ大曼荼羅を示し。とまと敬じて宣ふ祝生慶ふ
日蓮斯ふ在り。日蓮斯ふ在り。と祝生仰受一礼を伏へ。こまと謝しぬ。賊船門

刺平癒ぬ。祝生更ふ阿蒼海を去。こまと代らしめん。筑紫の海ふ来ん九
五の官兵こまと防ぎ文四。宇佐宮氏貞徳い祝生の為祈り。経と樹てふ発
生。その秋八月西海ふ著く。隠岐ふ大ふ死生。波瀾と二十万丈電のぬく碎け雷のふ
く裏さえ。大雨盆を傾くるがー賊船悉く破壊ー賊船悉く溺死ー僅ふ残るの十
万人ふ於ん山の下ふ漂ふ。武蔵氏松浦氏ふ為ふ生捕へ八角ふ
ふ斬棄る。唯千国莫き呉者。二人と教ぬ。国ふ帰ー賊生ふまと去ぬ。
緩叡ぞ。と利ぬ。祝生出げて勝の。大元帥大ふこの経と祝ー貞徳及び池上宗仲ふ。
托附しこまと護らしむ。両氏文を作りこまと護生。現ふ今存在ん。経及び両氏ん
文今武五年正天松山最教寺の宝物こまと。
紀年録と接るふ弘安二年己の五月。蒙古の賊船三千艘。こまと海ふ
海の法ぬ兵を進ん。力戦ん。こまと敵ふ文四こまと敵ふ。九九九の人ふ波侯
波伊豫ん作こまと中ん。こまと走る。天下戦慄せざるこまと。文永甲氏蒙古の兵

後高祖屡諫め玉ひし異賊すでに来らんとの説よく〳〵あたらざる事なく符節を合せたるがごとし

両面之大旗来記　日之丸東都最教寺
　　　　　　　　月之丸身延久遠寺

弘安四年辛巳五月二十一日。従大元蒙古國賊船四千餘艘人數二十四萬餘責来七月於九州防戦其時這八大龍王之御旗圓中日蓮聖人為祈祷之大曼荼羅令書此御旗先立向親王九州給時某為武之大将至九州則日本之霊神擁護有神風吹彼賊船其人數等不残破異國追拂給目出度旗成故我家是預給畢

十二月二十一日

宇都宮貞綱　判

這両面之大旗者

惟康親王所持之御旗也弘安四年五月二十一日。従大元國蒙古来船四千餘艘人數二十四萬人也于時　親王此旗四方八大龍王四角四天王中圓相内十界大曼荼羅日蓮聖人仰而令書是為持九州向攘蒙古災給御旗是也

正應元年十月十三日

武蔵池上村
右衛門大夫宗仲　判

右来記両通ハ東都最教寺にあり。ことに宗祖の大檀宗仲の義に於ては是をのせ給ふといへども。然れども承伴ふに入るるなく蒙古の書翰到来以後その縁ずある區にて来り月のよろこび差ひあり因て左に一條を設け北條九代記及び本朝通紀あるひハ国史略歴代備考又を旨印行せる蒙古綸旨燈抄等その餘の雑書に参考して其の類を来て挙るのみ

第三十七　蒙古襲来一始終の大畧

あまたて當国史に攷ふるに人皇九十九代　亀山院の御時鎌倉の将軍ハ惟康親王執権ハ北條時宗文永五年八月。元王奇渥温忽必烈より書を我　朝に献じて好を通ぜんことを請ふ

按ずるに皇朝　亀山帝の建治二年に當り宋の恭宗元に降る。度宗の長子昰福州に

位の郎をとりて結宗とられけるが翌弘安元年の冬つく組七。その子男とをの翌年の
の夏の元の兵の為の為の花さきて海の潮死七。ての於て趙宋の花り永く絶の宋の玉国
開ようて。ての玉て元七二百二十年。其翌弘安二年の春。元王忽然宋を滅。遂元
と改め帝と称し奇流温の性の忽烈いその名の。亜の元のこと人べきと蒙古
とらへい彼が本国蒙古の虜の。と泛そのこと。筒文永六年。書と献ぜいられも
異国の。但本朝通紀の秋八月と。佛祖統紀の八月十八日とん
かそ月八年九月。元の使趙良弼筑紫の博多に来。玄武とのの返事の及ばず。
の所で良弼恵と筑紫の博多の帰。元王両人と捕て玉の帰。元王の旨の
の禅の義。武ひの玉の人数の多寡。その除高山河沃の土具の沃て緑地と異。その法流蒙人
送り帰せり

按るの日蓮の條九代紀文永十年の條の。元の趙良弼筑紫の博多の守
護早るとそ。とを禁坐と後。今所。玄武とと紙と被せり。蒙古の返輪と

の船らざると使節とびくの及ぶと見よの紀の有と臣の朝の勅辞と窺へ。弊の蒙古の
兵と発。鮮人との為の。人。また再び来る。安徳の返事と臣。まず筑前の宥恕と加
へ筑紫の守護の命と。を処より。を玉の返返事と。とを所で
蒙古を大の怒で大兵と整四人日本と伐滅ぶべしと。大船数百艘と造ると我と年歴
日異国の且筑紫の博多郎。弘安の乱と。造ると我也
月十一年十月。元王の朝と攻んとて。所都との者と将とて。兵三万六千人。対るの玉の数
東に九州の兵隊と戦の。元人大の利と。及び敗績して玉の帰る。
按るの諸画像のこと。載ていそく。文永十一年十月六日の朝の刻の対るの玉府の
の。假殿の中より大火縮出の人とて。日本の。日の刻の日中の刻の対るの。佐の浦の
異の兵船百六十艘の。二万餘人。寄せ来る。六日の辰の刻の合戦。守護代資
玉の。蒙古と伐ての。資の。見の。来く討死。十八日の。彼の。
守護代平内左衛門尉景隆。筑前の構防と戦の。蒙古の乱と入る間。景隆

蒙古の賊船
神風ふきて
悉く海に沒し

自殺セカラセ二百の百姓等男ハ捕ヘ或ハ殺セ女ハ悉ク一所ニ集メテ焼キ殺セ
つゝ。虜ミて害せざるの。肥後の玉松浦堂数百人討ましまこ搦ミ せるこの玉の百姓等
ものこと幸に数多の如くの。同十九日の辰の刻ニ筑後の博多箱崎今津佐原ニ寄せ来
る。同二十九日の辰の刻ニ奈良ニ帰入る。覚忠の子息二郎左衛門尉景資 給河と号ス 大武
人 長宰少弐ト云ハ
[illegible] 給河と号ス 武房の二人ありて大の力 [illegible] 九郎の兵集メて戦ヒ故ニ死セるの相続セ去なる
[illegible] 給河と号ス 大友
[illegible] 盛房の子息 [illegible] 虚ーうざる去ル上官太郎左衛門の墨ヒ
[illegible] 蒙古ヨリ奪ハレんと紀ーの。孫心猛ク [illegible] 書の抄ニ大ヨの猛弧紀ハいそく。
正法ヲ失ひ達磨の教ヘニ帰ル正法の家ヲ出テ邪ヲ魔法ヲ興ス。正法ヲ没せんとん。
物禅家ニ加ヘ異ヒ等の業ヲ倒ス。禅の形数ヒ等の器ヲ [illegible] 悪ヒ正ニ奪
もんとうとえさるうと述ぶ。余いまだ猛弧紀ヒ [illegible] 敵ヒ難ヒ [illegible] 滅ヒと
いへども。こヒ [illegible] 偏書ヒ [illegible] 。その故いかの大ヨの偏ニ仏家ヒ [illegible]

心合セ。仏法ヲ興ス [illegible] 仏法ニ宗旨ヒ [illegible] 禅ニ [illegible]
繁ヒ [illegible] 朝ニ [illegible] 禅家の祖達磨ヒ [illegible] 普通元年 [illegible]
出廣ヒ [illegible] 梁の武帝ニ南斉の次ヒ。
年始 武烈帝の時ニ [illegible] 大ヨ [illegible] 梁の武帝ニ南斉の次ヒ。
明ヒ [illegible] 正法ヲ失ヒ達磨の教ヘニ帰ル宣ヒ [illegible] 不審ヒ [illegible] 。かの天竺寺未来
紀ヒ。衆の心ヒ一致ニ [illegible] 正ニ縁ヒ寺僧ヒ [illegible] 若猛弧紀ヒ [illegible]
あ [illegible] 長人の偽作ヒ [illegible] 孫ニ日本紀 [illegible] 人ヒ [illegible] 達磨ヒ [illegible]
情ヒ [illegible] 彼ヒ [illegible] 。
[illegible] 国ヒ [illegible] 量衆の為ニ [illegible] 。
かヒ [illegible] 永十二年改元ヒ [illegible] 。同二年秋九月。元の使ヒ [illegible] 来りヒ [illegible]
長門の国宇津の浦ニ [illegible] 来ル
ヒ [illegible] 。首ヒ [illegible] 井の浜ニ来ル

按ずるに文永の初通紀おらん所也。年歴の矣門あり。小條九代記あり。建治元年二月蒙古の使杜成忠等ちまた日本に来れり。大宰府に報じて止め船中にあるものどもを悉く法縛。牧氏の人の大宰府に押とゞめ杜成忠等ずゝ人。法倉人を遣りて落中へ入らしむ。東に下を。諸次の間厳重に守護を。偽囚人のかたちを飾て日本紙で縄を食ふ菜とゝ人ども。蒙古の牒状を返答せざるを及ばんとせ。逆逆。元に遣りむとせ。文永十年の蒙古の使者長門の室津の浦に来る。月竹関矢さ小を張金の袋を評議ありて使者二人を彼の口に出す。貴と斬ること。文永の所と月ドクを。年歴少の矣門書に弘安三月。大元より使者を杜成忠を差し。大宰府に来る。関東に下す。彼の門に来て着と別由井の浜に来らしむ。この年の通紀おもへ元の使者と両度誅す。紀年録おもへ。建治二年丙子分長門の蒙古の使者と張金に遣りて。九月七日宿城に杜成忠等を殺す。九人を斬り由井の浜に来着けり。

弘安四年辛巳八月。元の大将の刺軍范文虎忻都洪茶丘十万人を率て。数万の兵船を連ね。元地と数。施巷と成人とを。数を不異に徳督する。所の刺軍庶に帰りて途に退す。この比元史征遊。日本に元を伐ちて左丞相の塔海とて。ことを代ちむ。然れども。いまだ到らず。范文虎等が船肥ち壱平壱の島に来る。尋で大将の不和徒る。施巷の兵防戦を。十四風波暴に起り。賊船大に破れ。賊船二人堅艦に乗り。漕ぐに遁れ去り。士卒十万を捨て捕はれ且兵の残れる者。飢食せざること二日に及び。船の下に漂ふ。九万の兵士を悉く沈没。其餘を助けとて。ことを。賊兵拒ぎ戦ふ。賊兵を絶ゆ。悉く殺傷。捕はれるもの二万。人ことを八角の島に斬。千関莫。莫兵衆五十人。二人と教。忽に帰し。劉元帥時宗。宰相の矢。張とし中書。及び日本の兵に敗る。施巷に赴かめ。ろふ。偽法に刺る。法に元の兵敗ること。ことを。張兵。班さび。九州に帰り。法軍に指揮。異賊。数衆の徒とゝ。

按ずるに。この賊ひとり。歩衆。百数衆の徒。ことに。悉くふこの戦ひ。平寛。悉く。死せるの。

在法書異同あり。一定せず。もう法弘安八年に。元七日に。撃ち。

王及び阿波海部の水軍に命じて軍船を造らしむ百隻を以て倭寇を防ぎ肥前
こまとを除かしむ水主を募るの故を以て也。王更に使を用ひ船を及び阿波海部
軍を整へて発せんとす。こゝに元の臣吏邢尚書劉宣等の表上書を以て深くこれを除く
ふよう。元主その言を納て日本を征せんことを罷さしめん
小條紀の載る延文の異なるこの年凡紀を賊船悉く海に沒し兵士十万の軍
勢い底の水屑となりぬる。殘るの僅に三万。張百戸等の人を貴船に博多の
浦に漂ひ来る。同七日に日本の軍兵押掠して殺す。その中に千圓莫等五万三
人を生捕る。教化元主還さしむ。兵偏に六十万二千七百
餘社の夷船の擬殺力のいどこに有紙を上の主上を初めまつり仙院摂政
の貴族上下貴賤を傾けこの祈禱をぞ仰ぎける。宇都宮左衛門
を乗り。中国の兵を集めて統帥を赴きるる所倭寇の賊徒滅さまぬこと
しるべ兵船に乗り。孫異紙船来の使へ乱弾に世の末代とぞひ

ぬ。同月いまだ地に陸まへ冥慮祈揚焉。伊勢の風の社をぞ風のこゝを吹かれ
ぬ。その外
徒神勢一等の愛を仰いまつりぬ。こゝを以て祈ぞ。但祈船を
撃ち抜を渡る。陸地のやく。賊船に撃ち。空を飛せん投かるゝ。將に燃つ捕
焼あるとは大きなる。今島統大夫の新ひらかくて蒙古船来襲の間と按ずに関東の使へ
甲田六郎俊を安東左衛門三郎敏徳と戒て宇都宮左衛門尉を遣の貞徳合戦れ
傷に合ざるの故なん。但この内指多の津及び箱崎大宰府を防戦の法れの法後の
守護大友兵庫頭兼右肥後の住人竹崎五郎兵衛尉季長同大国左衛門尉某大宰少
貳三郎左衛門尉景資肥後の栗池二郎武英同武房竹崎の姉婿三郎次郎資長等
後日国二郎秀俊小弐大進兵兼宗三郎曉来の郎。犯を甘州の大矢指十郎種
泰と同三郎種村の流れ。正の蜂月九郎種宗薩摩の守護代に駐る久枝同金丸
久長この陣に多くを聚ぞ。同じ敵を同じくしぬ異ぞ。倭寇と久
ども竹崎季長の働きの群に抽ぞ。この書も古の絵巻物のよりそ。その

書に因てそのことを抜萃しゐりのまゝ前後始終連綿せし殊に年積して要食多く
綻ともさも亦ありその條の中に識見を乱しあるも一得所あり實げに其要をなす
向ふるのみ用ゐざりしか
鎮西郷と接るに人皇九十代 後宇多院弘安三年庚辰に蒙古襲ひ来ることあり
筑前の國志賀島の沖合に或は及びなり大元の兵三百七十萬騎大船七萬艘に
込みあり攻来るにより九州の人民悉く逃失る同四年辛巳五月に蒙古及び高麗
下の悉くの兵を具して七万三千余艘に寄り又九州に攻来る居住の為とて世話の具
を持ち耕作の器にして鋤鍬の数ひを携へたる蕃の船五百艘壱岐對馬より上陸して
見合ひの者をうち殺し人民脱るゝに様なく妻子を携へて深山に隠るゝ赤子の泣く声
を聞き押寄て打殺し父母ハ己が命を惜みて赤子を刺殺して隠れ居たりしとぞ博多に
告来る既に中国にも攻来らんと察し依て九州既に落さんとて早く長門の国に兵を
召寄せ都へ奏上る東海山海より寄せ来ると街路衛語啾々と皆ながら其日の第一人

同然併して何方の處より逃延べしともなく失るのみ弘安四年五月以後勅文を以
ぜひ合する故に偏集の輩も兼伏する人のいかく日蓮房数しも南都六宗法華経
と唱へまして今一度も二度も大蒙古より押寄せ来るの時ハ忽ちうち殺すかし
とて生捕り後免に処せとて大陸百官数して捕め捕り強く責んとなる
唱へ南無妙法蓮華経と唱へざる事なし 称光院の應永二十六年己亥六月二十日蒙古
なる蕃一同にして軍船一千二百余艘海上に浮べその内五百余艘へ對する為に押寄せたが
将をうち取る是ハ聖人の滅後一百二十七年聖人未来を察し蒙古来るべしと録あり
故にこそ出たりしとなり是れども此説ハ何に因て記せしか弘安三年に襲来て能く
志賀の将たりし者とて他の者に示したる 殊に大船七萬艘兵士三百七十萬騎とこそ
また聞及ぶ家の説にてハ人々のこのみにて弘安四年に蒙古の兵の聚に耕作の具
を齎して来りしといふも甚だ疑ハしき又應永二十六年に蒙古蕃一致して千二百艘
艘で浮べ對すを撃てしといふ條の事を年代記に見ず畢竟その年代略記に應永

二十六年二月廿日蒙古来朝と我まこと。その接あるべきと。歴代の歴史と。接るべき。元の世祖より十代に当り。順皇帝内の太祖の為に攻られ。元亡びて明起る。元の太祖より建て十代百六十一年と。明の太祖皇帝支那一統入り。皇帝後光厳院の應安元年に当り。應永二十六年に当る。この時分迄一統一代聞書卷之六

続て統来せずと不審あり。とて以ての外雑説の沙汰とぞ。

まこと國史略伝の條に云く。范文虎等舟海至平戸島筑紫之兵防戰 上皇深憂之上御筆書于宗廟伊勢神廟祈以身代國難於是飛風大作俄敗其船蒙古三將各擇堅艦棄之遁去棄士卒十餘萬于島菊池等兵捕其残兵三萬餘人于五龍山下斬首博多島僅救三人千間菓青 歸國以語其主と

こゝにその細書あり。我大日本天威即 皇高祖天照皇太神神威 龜山上皇勅書祷神霊験蒙古之首膽破魄死彼素有大畧用兵如神滅國四十。遂平西夏定西域然唯我 大日本不能侵尺地 皇國神威冠絶万國如是

とぞ云へり

右に著はせる蒙古襲来の一節終の事に記せる処。年歴の異同且軍兵の矢数船艦の多寡。その書毎に異なり。何れを以て実とせん。故に古の書のまゝに録して参考に備る。のこる日数の條に。今の人の記録あるべし。余は見を遍るまゝに大畧を掲げ出せり。

第三十八　雲拂の眞影并諸書異説の事

この祖延の天授紙波木井氏実長に今年六旬に及ぶ。家族親族と呼称す。その賀を延と問きろ。千内実長情に地を擇び宅を補理をと老後の深栖とす。業を捨男義を捨て一向に佛門に傾き。世事を捨て一向に佛門に傾き。この祖を慕ひ出家せんと。祖を慕ひ。と。杖とこの家に来る。剃髪の式を授けられ。法寂日圓と号けの人。実長大に喜びて。新宅を構へ。祖と敬ひて。祖と慕ひ。祖と慕ひ。と。

この後まもなく七日。祖を伴て帰らんとす。その日暴に一天かき曇り。雨降り。雷鳴。実長。祖を留めていはく。道の程遠く。雨降り。帰らんとす。但今日限

高祖
遺命
上首
二人を
定め

ると雖も乗せも糸すべきまでも慮りて今一日とも留りぬ人うと法ふぞめふりまでの祖伝とも
宜いびせ完ふと笑こて様器ふまひ数珠を指して作るぬ勢ひ雲を排ふがゐ一尝ふ大
空ふさち鈴し人重雲勿拙ぼ方ふ用ゐて碧雲ふいまを陽斜ありる祖辞を吟ふ。
翌日実長丈宅ふ詣でこの法の謝儀を伸さそその郭師の形相幸動らくゆんどもるく人
間の術ふあくび故ふ佛工ふ命じその景勢を彫刻ゐて後代の伝去ふ授ま紙とおりぬ寿
常の刀工ふ及びるくうんと存るこんとりんべる祖吟ひを躬を処るる摺をさう刀を法
形ぬ人僅喫茶の間ふてその弟る像ぬるるふ実長限りるく歌びてこまを頂載て
陬栖ふ帰ゆ。その紀を作りるふ孫ふ伝ふ今程現ふ存ものこまを死ふいたく弘安四年
辛巳九月一日。日蓮上人予ぐ宅ふ於て祈祷のこの法華経漢誦七日満じて実
帰らんとぬ門外ふ右て夜降まり。こまを彩祇の護れ上人を牧珠を指しこれを
拂ふふ忽晴天となるこを徒宿を特の相あり。仮て上人ふ告る処上人を自その形紙を
形て傷ふるふ孫の為ふ紀を作りてこまを遺ものを形を像ぼす二多十二月八日入道日

園押花とりてこまを雲拂の美新こと
余儀で法華を抜るふ年歴異同あり。一定せざるよりふ件所とおりひて今更改ふ
べき所ふる。その実況ふりのふ新てこまを述こまを法華寺法家の紀録ふ載り。この
外文を若ふて夫ふ。後の識者ふこまを打さぬ。幸ひ書ふとりべきこ。爰ふ一條れ
異説ふり。ふ祖紀年録ふいそく。弘安二巳丑年ふ祖山果ふ十八ふるうせのふ所ふ
尝り。日興筒ふ所命を奉じて後弘冨士賀濃ふ移り化を宗を改める去ふ。実相
寺厳会笠原を忘て逐ふ公を忘ふ後を没人として その後二十に人を捕ぶれを
絶命ふ送り。仮て地牢ふ下ふ言る祖致書してこまを法を云。月三庚辰年三月。
宮厳会笠原ぐ法所を確ふるかち命じて地牢ふ捕はる。既ふ去二人を殊教ふ言
祖こまを為ふ化縁を則その流を法去をくこの人仏縁の化ふ遇ぶ。仮て後
人の為ふ極楽ふいるるり。惜むべきこまを。未来永劫を福廉捐せざるこ。ふ間
縁ふり。こまを伝士輩の庶幾べき所こまを。その改書ふ二人とい拠ふ玉ぼ邪田中

四郎廣雅弥太郎。また仙様の化にあへば涅槃経にいはく。我往昔を思ふに閻浮提にありて大国の王となる。なづけて仙予といふ。大乗経典を愛念し。其心純善にして麁悪嫉妬あることなし。善男子我その時に於て心大乗を重んず婆羅門方等を誹謗するを聞く。聞き終つて即時に命根を断つ。善男子この因縁を以て。是よりこのかた地獄に堕ちずと説せり

また俗間流布の高祖一代記を按ずるに日法日辨日秀などの教化により田中大膳我楽山城守らの人を救ひ法華宗になりける処に岩本実相寺の別当厳誉律師其としなりしを隣郷く法華宗となることをその源寺中にあるより風聞の間僉議を遂げ速に追出すべしかの日蓮は仏法の外道邪教を以て正法を妨ぐるの間かかる邪法に与すべからずと云。かかる所に日興は本との寺の人なり。我師日蓮上人は当代の明師にあるを外道といふはなんぞ。その上法華経を誹謗せるを邪教といふこと。何れの経論にか出せるや。その証文を出すべしと道理を以て責めければ

是に依て実相寺の大衆云ふにおよばず。厳誉律師一方ならず驚き憤りて訴状を捧め鎌倉にのぼりぬ日興も実相寺のまうし状を平の左衛門入道へ遣さまし召合せられまくて訴へ申さましかば。爰に浄土寺の法師強仁といへるものあり。律宗の行敏実相寺の厳誉などが状にならひ我宗の所依を立んが為に。諸家の力を假り。其身の才覚を以て聖人の立義を難ずる十月廿六日の状あり。極月に聖人の許に到る。聖人仍つて田舎にして邪正を極めば闇の中に錦を著て遊ぶがごとし。かれて霊鷲の化を定むる参るべし。公家鎌倉へ言上を遂げ宣旨御教書を申くだして是非を糺明せられば上一人笑みを含み下万民疑ひを晴さんか。勅状非を以て先とし此仔に止らず空く一生残過しなば定めて師弟ともに無間の大苦を招くべし。速に言上を経て早く邪見を翻へし給へと日本の返事をぞ遣はされける。強仁その返事を以て鎌倉に訴訟す。これといへども奉行頭人もさらさら日蓮聖人の云事に割符を合するごとくなりければ是非とりあげず強仁鎌倉に至りし因縁やありけん最明寺極楽寺の後家尼にあふに

ゝり。張ひ中入りて問答のことに沙汰もなく。法堂の人を搦め捕て死ぬべきとぞ
宣やうる。則平の左衛門尉兼ねて。兵士数を多くつけ。熱原田中へさし遣し。家屋をお
焼り。張女の且那と云ふ。熱原神四郎を。紀年録に志田中次郎と云ふ。廣桃弥太郎と
搦め捕り。殺りの所領を召上られ。或ひは財宝を奪ひ取ることそうさ
ゝりまことに。かくて聖人のことを。法華の人熱原の人を。謗ることの。偏に死
大罪なりしとて。書紀。新罪とのチゝもあるべし。眼を塞て飯食をべ。杖を大
罪なりあんとて。法華の人。浅き者あり。佛法をうべし。強盗の仏あるべし。清見を拒ざる紀人とあ
書を拝ずして。皆我不愛況命但惜无上道のことをば。後の世の信人
熱原神四郎田中次郎廣桃弥太郎三人は法華宗の張本を思ふ故に人のことを
大の罪とぞ例らるる。法華経の法為の命を
捨るをしさよと惜まぬものはなり。聖人を志を感ありて。叶嘆ふ所ありて有
かざりける。沙汰を金吾に問しと作せらるるこの人のことなるべし（以上流布本の説）　この俳徒統紀弘

の正史なりと云ふ故に。但統紀弘安二年。宗祖第六十なりと云ふ。
日蓮の父熱原の宗を。搦人の領地賀茂郡巷の寺と遣ると。脱ふ所文のこの是より
宗文永十年。宗祖六十二の時。六月二日宗牒を出す。近習の士をこれを寄る。その文
仏あるべきと。御威を添く。三宝を敬ふ。日本中宗弘法あるべきと。執達の有
るべく。熱原田中の人を処罪。極刑に處せらるる。表裏反覆をこの人を弾ず。祖地延に在
教化のことを。なもらず。その宗仏の帰を。罰するもその理に堂ら。元べこの
説を。ひがし。蓋流布のなかの條の次に。熱原を切られ。法永仁元癸巳頼綱入道
叛。七子孫滅亡せり。法華経の敵の天の責を。重ねることを。熱原の人殊
せ。れ。弘安二年のことなるべし。按るに永仁元年。祖の入滅弘安八年より。法十二年
と経ること是を。かくいふまと。審う。右のもたるもこの説。余に於ていまだ信せず
今年弘安四辛巳。宗祖。門戒経書を制りあり。その大意。小乗経の所説を民戒とす。大
乗経の所説を菩戒とす。法華経の所説を大菩戒とす。今より以後小乗の二百五十

戒梵網の十重禁の四十八輕戒華嚴の十重禁戒法華の十戒等と雖捨て本願実の戒とす。然して後の法華経の方便品の入て五八十見及び十重禁等を持たこと法華経の戒なり。是迹門の戒と経の中にて是名持戒と復本門戒あり迹門戒の及ぶ能はざる本の十重禁戒とは。第一の不殺生戒。第二の不偸盗戒。第三の不邪婬戒。第四の不妄語戒。第五の不飲酒戒。第六の不説四衆過罪戒。第七の不自讃他毀戒。第八の不慳貪戒。第九の不瞋恚戒。第十の不謗三宝戒なりこの十重禁の中迹の義ひあるを説明しあひて後学の眼目とすべし今こと是を死さんの縛長くして解さの易からん故にこの名目を掲げ出だす志ある人信者の能化の教化に順て信釋を受べし

第三十九　日法彫刻を善く并常忍家族疫疾の事

弘安六年壬午の祖は栄六十一の年なり。この年法華初め於仏書を著しのこと。

法華日法とつのあり。性来怪しき物を刻むの技の巧みなり。然れども是を不思議の業を廃せるを惜む。自能拙き刀を揮らん。一時夜の入りて出溪を測る。一切霊木あつて光明を照らす日法怪しき事有の良材の日法これを拾ひて帰り。師の若しかく百年の後の仏像を造れ。然るの我師栄和尚威あり。異強みて相を具せること。備工の及ぶさる所不測の霊材を感得せるの一の幽あり。拙き刀を揮ふと雖も造用の器を模刻を。長くこの土の留めんと。願くは弁の。と言祖と是を能荒示して。その語を所へ。日法は遂の代代只の。師の像を能く作る。言祖羽の悲願を仰ぎ。死延及び長興長栄三山の是れを授く。一時の能の組利髪のとき。飯源髪を仰の極る。厳と云て生るが如し。日法又本の作れるを列の本の像を作りと。是を所持とする。偶斎藤氏義綱の来りて古の像を拝と。是にて止ざるべし。日法義綱の義綱を侍て時の弦多胡郡妙光寺の本尊とす。斎義綱は藤原氏義綱の義綱は藤原の。一時の在士の乗るが。後の落髪して常在院日新上人と号す。日法は中ごろ智の義綱中老僧のその一の休息三山寺の興山とす。る祖の滅後法春の屋敷の任せ。復

佛説
天魔波旬
の図

再び剃髪を死。多くを以て形則せり。故に天下日法の他の所義と云へり。然れども他の像に於ては一切を以て遠ざけ。千載今年風雨順ぜず。疫癘大に時に発ひて。不正の乱候ひは世間疫疾一般に流行し暴死夭滅の徒少からず。下総富木常忍が家族又此天行病に罹り。枕を並べて臥す。常忍を召して問ひ給へば。更に本の験なしと。因て書を以て宗祖に告げ。その救ひを正眞に求む。宗祖問ひ給ふ。汝は何なる祖師の法を信じ給ふ。答へて曰く。我は法華経の行者なり。其の故は百一水大に百一火大に百一風大に百一病と。持水流水者婆羅門の方剤なり。所謂貪瞋癡の三毒と八万四千の塵労なり。この病ひ二天三仙二師等の秘蹟とする所なり。況や薬草神農等の方剤をや。我大学醫王の妙術を以て治せんと云へり。その病に所宜の剤を投ぜず。薬草なり。実薬なり。権薬なり。実薬とは所謂妙法蓮華経なり。然れども此の経に一部八二の別あり。ことに逆門とは法華経に於て方剤頓に失へり。本門法華経に於て方剤頓に失へり。

ことに百薬の長なりと。十薬の見て父と云ふ。漢土の天台日本の伝教少しくこの薬を懐けども。敢て人に與へざるに。時に臨み機に応じ病に対して。後に広く流布せり。本門の良薬は世の三毒を調へ給へり。今既に末法に入り。機熟せり。千界の良醫ことごとく付嘱を蒙げ。普く以て人に付與せり。時の来る大なるかなと。その病ひを除くべき法門なり。その病ひを除くべき法門なり。今末法の時に入りて。本門の薬を捨て。迹門を用ひ給ふ。その病ひ重くして。薬の長ひあり。秋の長ひあり。橘樹の薬は東に病ひ中るとも。南に植てこれを服すべし。却てこれを毒とすべし。この毒を以て薬とする。独り化別付の妙法なり。今天下諸法の業に因て。諸法の果を感ず。梵天帝釋等諸法の罪を責て。諸法の相を時に正素に入れ給へり。殺つべし。疫の病ひに入るもまた亡るべし。書中に問ふ処他の宗に遊ぶは最悪なり。我門の法に新たに何の過あるか。その原ひ無極なり。その問ふ処も尤なり。この新たに極なり。その問ふ処も尤なり。まづこの義を解さんと思へば。先に家業の優劣を知るべし。何に問ふことを以て爾の教は維摩経に於て

らば。その究竟と論ずるに。別等覚位の智德断德の分際と妙經に於ては。其義無
指本有の法體一念三千の妙境なり。これを妙覚位の性真如と云へり。これを世尊
ときたまへる元品の法性修德顕現せると梵天帝釋とに元品無明修德顕現せると。学者等の
魔王とに今末代濁世に於ては。無明日盛に法性日衰。波旬の力と将梵釋の後と
失なへる。法華の流通に於ては。学者等の奴婢となる。で日蓮この時に当りてこの本門の妙法を
修せんに。波旬何ぞ障ぐべき。何ぞ

附て云く。波旬の障。此書二の奏に於て歌書を引て出ずること。今本文の開に於ては
抄出に。青此日域の地いまだ成ぜず。大海渺漠として。地に神無天上に在て海底を不一
さらに。大日如来の印文なり。神無怪異を不と印文と搜るに。その海の中に無数の
ことに魔王波旬遮ふるなり。この海の底とは衆世界の仏法と興さんと我ことを壊
らんと。経に乃天より降る神に波旬に於ては。この地に我有り。この三宝を
で敬て崇敬せず。敬に大天魔王とこれ。波旬するに。この法華の流通ありとの人。縛

長けんとの人を不思議に。かまへて仏法の興隆を妨ぐるものは波旬なり。故に法華経を謗ずる人なり。○復
いまこの仏法の流通の教主釈尊の教主釈尊を引用して。更に事業婦女に於て解釈。独き件の
ごとく。さいわいに長と一向に存ずと。これ混乱。且その縛の長く今に還て牡ひきとまるべ
故に今この法華の経。その全文の長と。仏滅後二千年。とを持受の人なり。
時に。仏法の威力寡少。故に法華を妨ぐる。波旬もまた仏の力用なる
らずして敢て拒ぎ。その中に雑り居て。倶に魔王と。仏の力用に波旬の力を得
梵天王の神力に自然に。衆生の出世。一家の世間と。世間に於ては
及びいろくの邪経に。波旬の魔王なり。故に陳得とまさんと。式ひ
実に。経と邪。この法華を推んとすれども。邪経の持者。仏法堅固なる時。波旬
の仏に敬せん。彼仏退きて。不内の天尼の地消除。毛家安穏。無病長寿なる人の
指ぶ。と以て物とのたまふ。まづ其の人のよう指むを犯とのこの仏業に。この人と解
さんとすらば。まづ家業の優劣を。仏明を。と脱に於ては。人を。処の。後と味の

をも疾く他宗に移すべき物なり。我幸に不免をもとさるるこの法華経受持信力の致す所なり。摩訶止観不二禅は魔の説なり。もろもろの天台宗の邪教の説なり。波旬前後説教の説なり。とこそ云へば。

とまと拒まず。今日蓮が説くを及びて魔王たるべし。師匠の言葉を守るべきなり。

あり。一会二会の説法なり。理と事との二あり。天台説教の内に理あり。人々の時に事あり。説会優劣なり。

第四十　高祖池上に赴きの人共本門寺開堂供養の事

この秋の頃中風と感ぜれ。行歩も叶はず。不測の人間無常なる事なり。

しばらくの間。自然の祖の御身に何なる事なりとも。

大師二神龍年。池上右衛門大夫宗仲。馬に策て来り。大に歎き給ひて。

病人の。夜夜こそ病床に副ひ給ふ月日を送り。病患更に減せざれば。

宗仲。

良医なれども。いとまなし。彼処に住して療治の人々。日々月々に。

宗仲屋敷に。と勧めける。

そこで。

祖御。

我等人々。

池上に。

病

悲しき。

宗仲宜しく計りの人。

宗仲。

従へ。

馬と。

出せ。

祖志の厚きを。

病と。

九月八日。

武蔵の。

九日。

十日。

十一日。

十二日。

十三日。

氏十四日。

廣宗。

今。

涙。

祖の。

弟。

弟。

長谷川氏。

舍とせしを法花寺と改めたり。祖師ふかく法華経に帰依し給ひ戒を受るの若年なり。鶴若丸と称し給ひ
き。宗と改めたり。この地法花寺と云ふ。今の松雲山安房寺とあり。長谷川鶴若丸今の孫蔵
蔵と云ふ。寺の檀那なり。十七日の浦波の下に井氏
謝の人澤辺恵ふく池上に到る。その間ひとりひ河ひとりひ漁舟少なからざれども。
と扶けて上る。その宝恩謝せん所なく。病痛ひ湯と帰さんとて老病ひり給ひ。
日本国中安穏の用意なる所の真髄なり。
張ひ給ふの地に北ともに嫁へ飛脚ふ給ふ。
泉に最中風ふ吹きたり。
初めの人自法の玉城非ずんば年を経ずして底倫ふ
ざるとふ不作と云ふ。
温泉勝ふ。
あり長久山法華寺と号す。二十七日九月池上ふ帰りの人病ひ
波ふ井氏ふ別れて去ふ。
ふ師釈迦世尊の人数百家の内二十と減ず。
て涅槃と示ひ給ふ。
数と用ひ人数八十家の二十と減ず。今年六十一
般涅槃と唱ふ。
来ふ師と我為の世尊ふ。
と中寺内浄法寺と云ふ。
と云ふ祖師ふ許ひの人ふ
牧牛と云ふ。
傍りの人三世ふ語と講ふ。
ふ法を結縁ひ給ふ。
休ふの人ひ猫ふ張ふ和と闘ふ。

悪欲。大地かゝる者多し。汝とても微しき事に驚き給ふ。法華
経を信ずるの利益を信ぜざる。法華経の行者を敬はざる。
法華経の文を信ずるの者。更に僧侶の如く。更に僧侶の如く。
彼の食味愛せざる。乞食の如く。更に常の如く。

食味の人の味ひを以て救ひ
食料に食する者多き事なり

第四十一　高祖疾病篤し并諸子へ遺誡の事

かくて十月に入て。高祖疾病篤し。一紙の遺状を認め給ひ。佐渡の
国の安房国一巻。且は東條の殺害。日朝に附し。西山の珍重を
残せり。且は東條の長興。山の文殿。庚申比企大学尼と共に茅を結び居を造りて
居ふ。最初結法華の地。長栄山と名付て。今涅槃堂
傷とす。然れども西山の手のやまと翼に附し。俗せしと雖も。
べし。死延山の日蓮持仏堂の地を未来永劫と死延山と。
茂やまる者の我法に帰依と。門徒に宣給ふ。富木入道比企大学尼等に

頼奉天皇宗明宮殿入道中間重連南條七郎二澤入道秋元太郎近士太郎星屋入
郎左衛門入道地頭弟等の裁髪の才子日と定省を病床に有り。八月に入り日朝
日興日向日頂日持を召。汝等を以て法門の上首とす。死命を惜む。宜く末法弟子
の唱導師とすべき。鬼神もまことを砕け我滅度の後を以て我と思ひ給へ。
深水一雲微毫も違ふ事なかれ。九月に入て弟子へ釋迦世尊
の霊鷲山に施す。目蓮の塚と死延に留む。俱に法華経の教令死延に
二の金棺に施す。収めて祭て。塚と死延に留む。初めの如く供養せよ
と。八月朔日遷化。余の僧に兼ねて。師の現存の日に。動もすれば
の徒と。坊ん。茶毘に付て。花を送らんと不可。
義。この旨。宣。修せ。翌十日遺物を頒ち。
手書の任抄法華経十巻法華三部要文。老女に授。日昭に渡す。
入滅。日蓮一期の奥義。この巻に。法の規矩集めて大成。日蓮世に

まこと〻亦加ふるその大肉牙二枚を楊ふ。これらの歯牙ハ日蓮說經の功德ふて真足を宜ふく
ときて稱歎して對𢿙の思ひをなさしめ。且口に書て副て楊へり。法衣錦足別ふ記のごとくあつてこれを
日興と日向とふ譲ふ。十二日經一麻尺て入し汝少年より頂相て遂ふ初ふ修學根を深し無と
固めて帝都の弘經をふ之ゝをもるゝ。これ弘經ハ不惜身命ふあり。関中の教化ハ子ふあるを
努ふ怠ることなかれと經一徑を念を兼くその翌十二日法ふ事りて弘ふる祖こまと看て滅後を
こゝふある我最後の說を聴ことをよ深秘事の一念三千南無妙法蓮華經ハ久遠世尊の護持
まる所ふ多寶如來十方分身佛の證明まる所ゝ三世諸佛の守護まる所也と云。これハ經文
ふ老ふるふ後五百歳中廣宣流布閻浮提ふおいて斷絶せしむることなかれ。云ふ今末法の下
根下機戒定慧の三學なれバ慧一分を修せ慧ハまさ信をもつて慧ふ代よ唯信力勇猛ふ
唱題せよこまと。まこと末法の妙行と云。云毫も疑を容ざる時ハ分毫不差の金言ふ協ふを
金言ふ協ふときハ五百塵點劫の妙行て一念の信の中ふ縮め得て本地の妙境一時ふ成
就まることにて末法の即身成佛といふ壽量品の題目ハまことハ南無まと来顕其實の衆等をまと

ぬ何ゝ思ふ人〜ども龍女ふ比するふ思ふふ彼の畜生ありこれハ人あり。惡といへども提婆ふ比
まるふ惡まるべき彼ハ五逆罪あり。衆等そまにふ何ゝ臨命終のときハ妙行成就せバ螢く日
蓮を訊べきと靈山淨土ふて相ふせん信力弱くして我ふ遠ざ。即身云間ハ堕するとまの
豎でまるがごとく兩の地ふ堕るがごとし。その時日蓮を恨むことなかれと諄ふ低ふて命を兼く
高祖侍者ふ命じて大曼荼羅を掛まへられける（臨終滅度の本尊也今池上本門寺中ふあり）

第四十二　高祖入滅并茶毗葬儀の事

かくてまさ隨身佛を安し。香を供ド燭を點し花を捧と水を掬びて。誦經唱題の外他念なくも
あ。翌十三日黎明ふ及び大地暴ふ震動し。少時ありて止ぬまバ遠き諸子と共も翻り見ると
まさりてひふ念ふる祖ハ頭北面西ふ臥して目眠ふ〜を以て方便品を挙西序擇ふして書
吐遍亮ふり。異に同侍室内肅らふ。冥衆の衛護ふ見ゆるがごとし。されも滅刻辰時を告る目眠
又壽量品を擧衆咸ともふ和して同声玲瓏ふ誦し畢てときとまとことまバ既ふ入滅せらる。
慈顔笑を含くふ眉毛を発ゐぬ生く歎きて。本十二衆を見るまあり目眠まさ妙題を挙く。

日蓮上人
池上ホ於て入滅
座之事
道妙禪門
三澤入道
中兵入道
辨殿
上野五郎左衛門尉
九郎太郎妻
平賀忠清
下山四郎
阿闍梨日満
彌三良
九郎太郎
千日尼御前
大久保新八郎
石川右衛門尉義弘
彌源太入道
六良次郎
椎地四郎
屋名五郎
日住禪門
妙了尼
日家上人
進士大良
日安御前
日妙御前
日傳上人
曽谷入道教信
日頂上人
形部左衛門尉
小早川圖書頭
本間六郎左衛門重連
南條兵衛
妙林日貞
日常上人
朗慶上人
寂蓮坊
妙法尼
新兵衛門尉

日蓮上人一代圖會卷之八
大田左衛門尉
自然涌出宝塔
南無妙法蓮華経
南無釋迦牟尼佛
多宝如来
分身諸佛
妙法蓮華経
真実甚深
微妙法門
貫名藤平重友
池上右衛門大夫
貫名藤太重政
池上左衛門尉
池上右衛門尉妻
池上兵衛志
池上左衛門尉妻
松野六郎左衛門
太田禪門乗明
南部三郎
南條平七郎
高橋入道
比企大学三郎能本
亀王丸
藻原厩
内房女房
藻原義宗
乙御前
金五郎久次郎
四條金吾妻
四條金吾頼基
秋元政重
持妙尼
田中彌郎
經王御前
熊王丸
四條金吾
大井左司入道
日昭上人
日向上人
日持上人
日朗上人

綿素とを和し玉を夜已むその袈裟を縫ひて後ち月もの十四日戌の刻に棺に収めまゐ
らせ所なりそこを茶毘に付し日昏て撞く日朝後を撞く。法子あり進ぜ後へ入る
涙と俱に隨ひ奉る所の烟を拾ひ奉る。及ひ老僧を始め法子まづ列をなし焼香一俗に次ぎ列
を。焼香の再洋に所謂公大学寮富木常忠藻原藤沈上宗仲太田乗明秋谷
郎。兵衛尉宗平賀中務丞保秋茶兄弟等の俗を相帰依する男女百人ばかり
知識の名来摩ぶ次第に涙をぬぐふ唱頭し香を拾ひ会釈を凡縁り渇仰追慕の外あるべきも
所なし林樹の色変じ風鎖まり悲しき法の法子とを作りて去られ唱歌天に満れり。
静かに月明かなる院内あんとして寂寞たる雙林の古風を見べし十方法界天然人部とも
来旅船ひ。黎明に帰り列をなし金骨を収め取り瓶に納め清酒を注ぎ
とあつて鉢の中に納め。鉢の眼死灰を掬ひ。残骨を盛り奉る。其兄弟
三人を伴ひ去る去間あり。かくて十九日初七日に老僧統法華三十日法華
発。その夜に相模国に宿る二十二日湯本に二十四日上総南條氏二十六日

死延に入る。波木井氏父子喪服を出迎へ三十六日に二七日假に安堵を設け位牌を伸ぶ甲
斐伝の法華経。紙ものく来て礼拝。涙を拭ひ焼香。補経を。かくて十二月二日に七日四九日に送
葬の礼を設け。鐘を鳴し教を起ち鐘を撞く。蓋を挙げると共に早く四衆列ぶ門
と開く。清壇に仏像を安置し法華九拝法華伝の再拝に上る。補経。儀衛
厳麗なること国の形相を舞せんとして山中に張まり集会りの市のごとく送葬の経
三日立伝の輩ものくしを云て帰る日昏日朝次の上首。居とを一院を構へ
守る日昏南の房を作り不軽院と呼び日興林光房を
遷して常在院と呼び日向樋澤房を遷して安立院と呼び日頂本房を遷して本院
と呼び日持陸の房を遷して底院と呼び保秋基綱場房を遷して
清浄安住と呼び安房国を執して
一畢り日昏日朝等相議して死延法華一第を作り遷命を固く輪次を
て交替に二十四日六老相談し連署して同門に告ぐ遠いて祖の狀を記録の侍者

十月池上に命ずべし。倘遅るゝ者は日孫の教に入るべしや正しき義なりと人々必これを除くべし。この所謂宗門とは世に開祖の輩多く次第孫書を作り祖の書く私を欺くと怖るゝこの月に契り六老僧池上に命じ祖の遺書百四十篇目所を書き孫門の書とし人々この期に臨て術なに齎し来るべき所多く既に二百六十篇指あれこれと者く人々もまた今更に棄るに忍びざるこの正きを奉て是を孫外の書と号くこと

第四十三　法子法孫の智識列位の事

祖の法子法孫に聰明睿智の僧多く出て宗祖の志を嗣き教化弘通さるに池上に遺法一乗の妙法蓮華経と宇宙に弘め一切の衆生を皆悉く仏に成す。偏に祖大菩薩の揚げ給へる法に法孫たるに嗣ぎ法を弘むるに在り。

年ごとに新らしきその功績大なり。因て今の人を世に著くさん為に孫に録し六老僧は祖在世のとき既に定め給へる所の上首にして本門に掲げ出だしたる。宗門第一の弟子と仰ぐ。往事に出ず

六老第一　日昭上人　鎌倉阿闍梨法印元寿三癸未年二月廿六日寂豆及王澤経王山法華寺の開祖

第二　日朗上人　大國阿闍梨法印元應二庚申年正月廿一日寂池上本門寺比企谷妙本寺平賀本土寺

第三　日興上人　白蓮阿闍梨法印元弘二壬申年二月七日寂後に富士山大石寺門北山本門寺

第八　日向上人　佐渡阿闍梨法印正和三甲寅年九月三日寂延山久遠寺第二世深草妙光寺

第八　日頂上人　伊豫阿闍梨寂祥或いは八月十二日下総美間山弘法寺

第六　日持上人　蓮華阿闍梨法と異域に弘め波羅婆地に寂す故に辞多く後に貞松山蓮永寺

右六人の開寺は関東の六門徒なり

中老僧の部

日家上人　房州小湊誕生寺
日辯上人　総州鷲巣松山寺
日傳上人　甲州小室妙法寺
日秀上人　総州雲田妙福寺
日源上人　後に駿河実相寺
日法上人　後に駿州光長寺
日位上人　後に池田本覚寺
天目上人　武州平川妙國寺

日得上人　佐渡門佛房妙宣寺
日賢上人　後渡村松海上寺の二世
日保上人　総渡奥津妙覚寺
日禮上人　総渡曽谷法蓮寺
日忍上人　相渡相模長福寺
日常上人　総渡中山法華寺　富木入道常忍
九老僧の部
日印上人　日朗菩薩の法子なり
日輪上人　本國寺第二世　武蔵太田本成寺　日像上人
日澄上人　相渡比企第二世　日典上人
日行上人　尾渡熱田本堂寺　日善上人
朗慮上人　佐渡日朗山本光寺　日範上人
日合上人　中山法華寺の二世
日高上人　後渡滑津妙海寺
日實上人　豆渡玉沢妙本寺
日祐上人　常渡飯地妙光寺
日門上人　相渡横畠山法性寺貞和元年京都に迄る
日蓮大菩薩号並身延住持紫衣参内の事

この外に一宗の名僧智識多けれど今悉く故事を挙ぐ。他日を期して別録に便宜に依て
しるすべし。右に以て処々に老中老且九老の名家のことわり実に九牛が一毛なり

第四十四　日蓮大菩薩号並身延住持紫衣参内の事

当祖大菩薩号のこと「且」と別頭仏祖統紀に按ずるに法華妙顕寺に日像上人の開
基なり　日朗上人の弟子　前文にもいるごとく。帝都と弘通せんのいにしへより既に当祖の
榕に依て日朗と労して蘇漢得度を果して勇猛堅固なり。帝都に一宗と
開く。然れども宗門に依ていまだ草昧の時なり。生き物ぐるひの
多くして。是を惰ることを慢ることを国に擯斥に遂に法運と共に元亨元
年に相模の国鎌倉の地に揚げ大道場を開き妙顕寺と號す。是を城の地一宗の園祇の
宗祖霊の権輿なり。実に当祖及び日朗の先代嘉禄の頃なり。元弘二年大塔宮の
頒状に曰く。妙顕寺は霊鷲山及び本門寺。利生方便の聖地なり。建武元年勅元
いそく。妙顕寺は勅願寺なり。殊に一宗園祇の宗祖と弘む宜しく法華寺の精祈を凝

給べしとなん。其の頃歴朝の勅旨綸旨且封職ありし事。枚挙に暇あらず。ただ日像の嗣で妙実
といへるの人碩学秀才なりし事。継先師に恥ざりし。妙華傳にいはく。一年天下大に旱に。朝廷
普く諸宗に課せて。請雨の法を行はしむ。然れども験なし。因て妙実に詔して。妙実二百の緇徒
を伴ひ桂川の上に於て。同音に法華を読誦す。一軸いまだ尽ざるに。雲起り雷鳴て膏雨頻
降ること数日。年穀大に潤ひ。諸民多年を獲するの慈天地の間に彌まり。上天に悦びの氏
叢ふ所と奏せしよし。妙実因て高祖および日朗日像に菩薩号を賜らんことを上延
許しあひ。高祖として大菩薩を給り。朗像の二子に菩薩号を給らる。且妙実を大僧正となす
まく大覚の二大字を書して賜ふ。かくて後数回の兵燹。菩薩号の綸旨も其時の宸翰悉
く烏有となる。まさに再び請ふに由なく。年月徒に押移り。寛文年間に至り。後西院法華
経を信じあひ。素浄と号し奉りし。一両宸翰を染させられ。日蓮大菩薩の五字を大書し。上
妃が大納言に賜へり。時に一道院日法なる老道徒ありて。中興の葵を振ふ。奮司発厳下。
叡偏しあひて上人号を付ると。因て妙大納言に乞これて。終にまた宸翰の縮を日法に寄さる。

日法至誠感應あそばされて。後五の運に膺りて本化の祖風を青雲の上に扇ん。佛讖の符する所
以なるべし。若し是を奇に得けしめば。所謂階珠納璧にも類して。一宗の宝とのみ人なりと切に
乞て止ざりしと。此へまくことを肯ぜざりし。天恩の賜なり。私に乞ふべからずと固く辞して許さざりしかど
日法ことさらに寝食を忘るまでに恍に臥さんと再三なり。今は止む事を得ず。天聴に達しけれ
ば渠が至誠の志奪ふべからずと許しあり。因て侍讀松山の何某に是を持して日法に与へ。日法
喜びて悦ぶに堪ず。それより宝僕保は其の夏揚を東都に興して両華場を開きしとぞ。これ西
鑑に告まさ。鹿延山日翁上人に宛ふる上人ありき。日法が至誠の感得せし事に其の顯を
奉じ藤に染て旅宿に寂す。寿六十一なり。爰て死期に終乃ち宸翰の大菩薩号鹿延
山に収めよと遺命。門人陀那相識。洛の本寺に附せんと時に本門坊域亜相蔵後
ことを慎て其の企を不可と説に高祖涅槃に及び是来身延の祚は鹿延山に留むるとぞれば
宗門第一の霊場なり。山に就て奉るに如かじ。鹿延に収めんと遺せし旨に日法も遺命に妙
顕寺にも年来の義ありと。勅翰を加へらるゝをもて。是を発し。本日に鹿延へ遣しぬ。因て

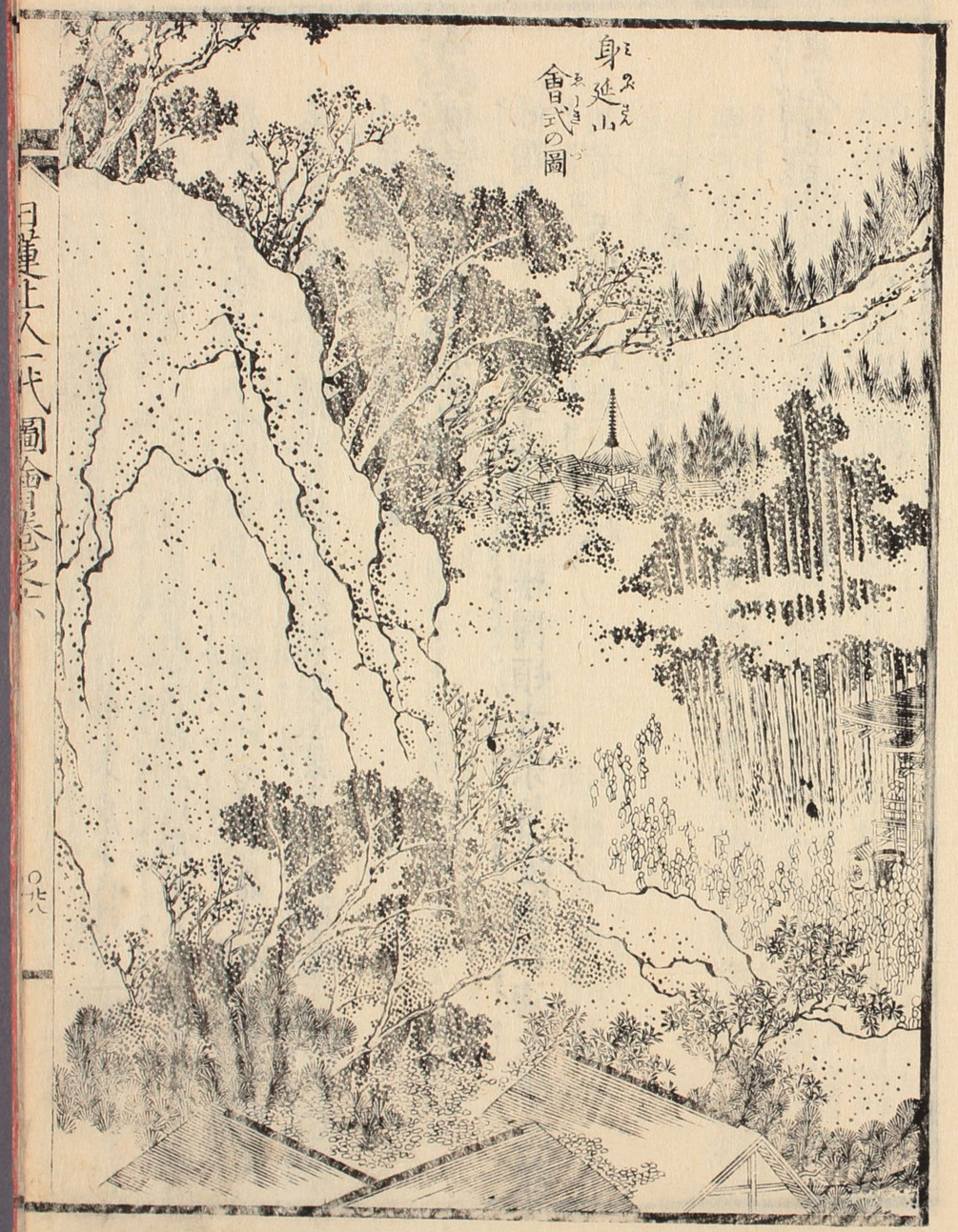
身延山
會式の圖

宗祖の芳茶を伝法灌頂茶と号し、実を享保六年庚子六月十四日、本朝の名僧
聞かい今年文政実上人、小字を月光麻呂と称し、接政近衛殿公経忠の子なり。初め
法嗣の大学人寺本入り、金剛茶と画く。一日洛の次彩華の法筵を在り、忻然と
ちて義の窮るなかれ。随喜後援して忽密家と為る。その徒智者と云ふ覚諦存者、倶
ふ宗致の骨髓を徹と云云

後醍醐皇帝法華宗號の綸旨

妙顕寺為勅願寺殊弘一乗圓頓之宗旨宣疑四海太平之精
祈者　天氣如此悉之以状

建武元年四月十四日

日像上人

霊元皇帝宸翰大菩薩號副書

日蓮大菩薩號

太上法皇御宸翰無疑者也有故今般奉納乎身延山可謂一宗之
本意顕然矣昔時大菩薩號雖有勅書不到於本山于時享保五
庚子歳仲夏奉納之序為後鑑拝之畢是佛法部隆宗門光輝永
永可被抽懇祈者也

五月二十一日　　都護前惡相藤花押

久遠寺住持日裕上人

身延山の住持、紫衣を著し参内するとき日脱上人の内に招き、伝授ふいちく

綸旨

身延山久遠寺者為日蓮法華一宗之大導師故慕紫
衣令泰内祖施大乗経王之法威恃奉祈國家安
全賓祚延長依　天氣執達如件

元禄六年五月六日　　右中辯

妙法華院住持日脫上人御房

この際元禄十四年六月十九日。日省上人おもとを揚ひ寶永三年七月六日享年上人おもとを揚ひ文小異あり。その事門ごを故おもとを略し

享保二年七月廿三日。死延山久遠寺住持職のこと　天朝お達。脫お免許の

宣旨あり。寛保二年閏七月廿三日。住持職免許の状あり。繁を故おもとを略し

保を略す　日潮

日蓮上人一代圖會卷之六尾

房州小湊誕生寺末　江戸牛込榎町　松榮山大法寺藏

東都　松亭中村經年謹撰

東都　葛飾北齋畫圖

浄書　梅亭金鵞

剞劂　江川仙太郎